

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法には、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うため、厚生福利制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する不服申立て制度が定められています。また、労働安全衛生法において、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することが定められています。

都城市における職員の福祉及び利益の保護の状況については、次のとおりです。

(1) 職員の安全衛生管理

① 安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医等の選任及び安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生の円滑な推進に努めています。

② 健康診断等の実施

労働安全衛生法に基づき、職員の健康を保持するため、全職員対象の定期健康診断及び特殊業務に従事する職員の特別健康診断を実施しています。

(2) 厚生制度

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を計画し、職員のための任意の互助組織である「都城市職員厚生会」が事業を実施しています。

健康づくり事業については市負担金で実施しています。元気回復事業におけるライフプラン事業及び交流事業は市負担金で、リフレッシュ活動推進事業は会員の掛け金で実施しています。

なお、互助共済事業については、会員の掛け金及びその他収入で実施しています。

① 事業内容

項 目	内 容	令和7年度 実績額 (市負担分)
健康づくり 事業	・職員の生活習慣病対策と疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドック、各種検診に対する助成 ・職員の元気回復やリフレッシュを目的に、全職員を対象にしたレクリエーション活動に対する助成(※)	15,030,290 円 (15,030,290 円)
元 気 回 復 事業	・退職後の人生設計を考えるライフプランセミナーの実施(※) ・職員の健康増進やリフレッシュを図るための各種事業及び活動に対する助成	150,051,611 円 (451,661 円)

② 互助会の設置状況(令和7年4月1日現在)

名 称	会員数
都城市職員厚生会	1,444 人

(3) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は宮崎県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害または死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われており、職員と市との負担比率は概ね1：1になっています。市の負担金率は共済組合の定款で次のように定められています。

	給料及び期末手当等
短期給付	51.53/1000
介護保険	7.96/1000
長期給付	140.5939/1000
福祉事業	2.15/1000

(一般職 令和7年4月1日現在)

(4) 公務災害補償制度

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和7年度の公務災害等の発生状況は、次のとおりです。

	公務災害発生件数	通勤災害発生件数
市長部局	3件	4件
教育委員会	0件	0件
農業委員会	1件	0件
合 計	4件	4件